

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉施設等措置費徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年 8 月 1 6 日付けで行った、児童福祉法（以下「法」という。）5 6 条 2 項の規定に基づく児童福祉施設等措置費徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

扶養者 2 人のうち 1 人が 1 7 歳未満でなくなったので、階層が上がったとのことだが、当該 1 人もまだ 1 8 歳の浪人生で収入を得ていない。月額が大幅に増額していて支払うことができない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 3 月 3 1 日	諮問
令和 2 年 7 月 2 1 日	審議（第 4 5 回第 4 部会）
令和 2 年 8 月 1 8 日	審議（第 4 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 法 5 0 条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」として、同条の 7 号で、「都道府県が、第 2 7 条第 1 項第 3 号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第 4 5 条第 1 項又は第 4 5 条の 2 第 1 項の基準を維持するために要する費用」を挙げ、また、法 5 6 条 2 項で、法 5 0 条 7 号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定している。

(2) 東京都は、法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号。以下「細則」という。） 1 条 2 項 1 号において、法 5 6 条 1 項の規定による負担能力の認定及び同条 2 項の規定による費用の徴収に関する知事の権限を、東京都児童相談センターの長（以下「センター所長」という。本件審査請求における処分庁をさす。）に委任することを定めている。

また、細則 3 3 条は、次のように規定している。

1 項 法第 5 6 条第 2 項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「本人等」という。）から徴収する費用の額は、別表第 1 に定める額を限度とする。（別表第 1 については、別紙参照）

2 項 前項の費用の徴収に当たっては、センター所長は、本人等の負担能力の認定を行うものとする。ただし、児童相談所長が採った措置及び援助の実施に係る費用を徴収する場合は、当該児童相談所長の調査及び意見に基づき、本人等の負担能力の認定を行うものとする。

- (3) また、東京都は、法 27 条 1 項 3 号の規定により児童福祉施設に入所措置された児童等に係る法 56 条の規定による費用徴収について、児童又はその扶養義務者の負担能力の認定及び徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的として、児童福祉施設等措置費徴収金認定要領（昭和 41 年 7 月 19 日付 41 民児童発第 166 号民生局長決定。以下「認定要領」という。）を定めている。

認定要領第 2・2・(1)は、「児童の場合の徴収基準は、児童又は扶養義務者の当該年度分（4 月から 6 月までの月分の費用の徴収については前年度分）市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）及び前年分（1 月から 6 月までの月分の費用の徴収については前々年分）所得税の課税状況等による階層区分に基づく徴収金基準額（別表第 1）とする。」とされている。

別表第 1 は、徴収金認定に係る階層区分は、A から D まで定め、D 階層をさらに D 1 の 1 から D 1 4 まで定める。

認定要領第 2・3・(2)・エによれば、D 階層は、A・B 両階層を除き、前年分等の所得税が課税されている世帯をいうとされている。また、同(イ)によれば、D 階層における「所得税の額」とは、所得税法等の規定により計算された所得税の額をいうとされている。

認定要領における上記取扱いは、法 56 条による費用徴収に係る運用基準として、合理性を認めることができるものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、令和元年 7 月からの徴

収金額の算定について、細則別表第1により請求人の世帯の階層区分を判定するに当たり、児童相談所長から受領した費用徴収調書に添付されていた資料に基づいて、請求人については、前年（平成30年）分の合計所得金額6,150,796円から社会保険料控除1,178,936円、生命保険料控除49,213円、寡婦控除270,000円、扶養控除380,000円、特定扶養控除630,000円及び基礎控除380,000円、控除合計2,888,149円を控除し、課税所得金額を3,262,000円とした上で、所得税の額を228,700円と算定したことが認められる。

上記のとおり、請求人に係る所得税の額は228,700円であることから、請求人の世帯の階層区分は、細則別表第1の階層区分D5（所得税の額が183,001円から403,000円以下でかつ市民税・都民税の課税世帯）に該当し、児童養護施設への入所措置に係る徴収金基準額（月額）は41,200円となり、本件処分において請求人に通知した徴収金額は、これと同額であることが認められる。

したがって、本件処分は、本件児童養護施設入所措置に係る費用徴収金額について、処分庁が、法令等の規定に則り、請求人の世帯の負担能力の認定を行った上で適正に行ったものであり、違算等もないと認められるから、何ら違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分は、上記2のとおり、法令等の規定に基づき、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）